

国民健康保険税のお知らせ

問 国保医療課 国保年金係 (☎95-0123)

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。令和6年度の国民健康保険税の算定基準については次のとおりです。

○令和6年度知立市国民健康保険税率算定のポイント○

- ・医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の所得割、均等割、平等割を引き上げます。
- ・後期高齢者支援金分の課税限度額を引き上げます。
- ・法定軽減対象者への知立市独自軽減(均等割の10%軽減)を廃止します。
- ・法定軽減対象世帯の所得基準を拡大します。

○令和5年度税率表○

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	5.44%	2.36%	2.28%
均等割(1人あたり)	24,200円	10,000円	11,700円
平等割(1世帯あたり)	16,800円	7,100円	5,800円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

○令和6年度税率表○

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(40～64歳)
所得割※	6.32%	2.72%	2.29%
均等割(1人あたり)	28,700円	12,600円	12,600円
平等割(1世帯あたり)	21,000円	7,700円	7,000円
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円

※ 所得割は前年中の総所得金額等から基礎控除43万円を引いた額に税率をかけて算出します。

○知立市独自軽減の廃止

前年中の所得に応じ、法定軽減がされた世帯に対し、法定軽減適用後の均等割額からさらに10%を軽減する知立市独自の軽減を行っていましたが、本制度は令和5年度の課税にて廃止となりました。

○法定軽減対象世帯の拡大

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、所得基準を以下のように拡大します。

※国民健康保険税の計算は前年の所得をもとに計算されます。軽減の判定は自動でされるため申請をする必要はありませんが、所得の申告をされていない人は、申告が必要です。

軽減割合	世帯の合計所得	世帯の合計所得
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

